

介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準を定める

条例の一部を改正する条例

介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準を定める条例(平成25年神奈川県条例第18号)の一部を次のように改正する。

第3条第4項ただし書中「及び」を「に」に改め、「場合の」の次に、「これらの施設の」を加える。

第3条第7項中「又は病院」を「若しくは介護医療院(法第8条第29項に規定する介護医療院をいう。以下同じ。)又は病院」に改め、同項第2号を同項第3号とし、同項第1号の次に次の1号を加える。

(2) 介護医療院 栄養士又は介護支援専門員

第3条第8項及び第4条中「病院又は」を「介護医療院又は病院若しくは」に改める。

第12条第1項中「当該介護老人保健施設の」を「介護保険施設の種類及び」に改める。

第15条中第6項を第7項とし、第5項の次に次の1項を加える。

6 介護老人保健施設は、身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じなければならない。

(1) 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を3月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。

(2) 身体的拘束等の適正化のための指針を整備すること。

(3) 介護職員その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的に行うこと。

第44条第1項中「病院又は」を「介護医療院又は病院若しくは」に改める。

第46条中第8項を第9項とし、第7項の次に次の1項を加える。

8 ユニット型介護老人保健施設は、身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じなければならない。

(1) 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を3月に1回以上開催すると

ともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。

(2) 身体的拘束等の適正化のための指針を整備すること。

(3) 介護職員その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的  
に実施すること。

附則第3項から第5項まで、第7項及び第11項中「平成30年3月31日」を「平成36年3月31日」に改める。

附 則

この条例は、平成30年4月1日から施行する。

原本と相違ないことを証明します。

平成30年2月 日

高齢福祉課長 板橋 み雪